

令和元年度 監事研修会

日本私立学校振興・共済事業団の概要

令和元年 8月30日

日本私立学校振興・共済事業団

本日の内容

1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

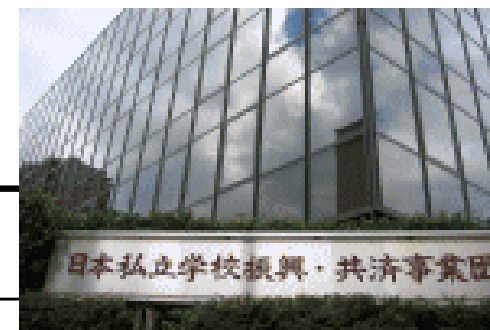
2. 助成業務の概要

- (1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）
- (2) 経営支援・情報提供事業
- (3) 融資事業
- (4) 寄付金事業

3. 監事監査のご参考

1 日本私立学校振興・共済事業団の概要

(1) 概略

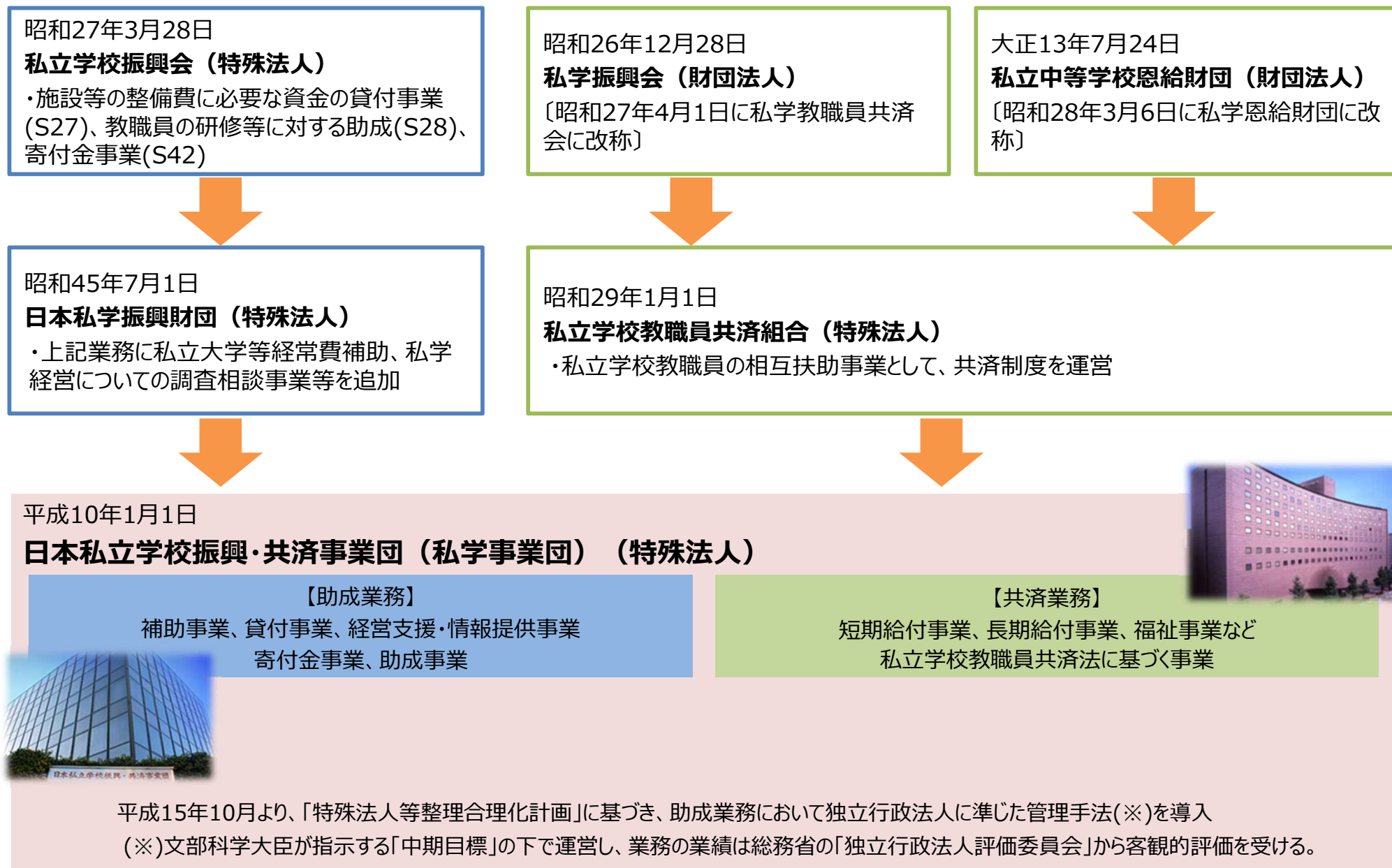


組織名	日本私立学校振興・共済事業団（略称： 私学事業団 ）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法人格	特殊法人（共済組合類型法人）
主務大臣	文部科学大臣
資本金	1,086億円（2019（平成31）年4月1日現在、全額政府出資）
理事長	清家 篤【前慶應義塾長】（2018（平成30）年4月1日就任）
職員数	約1,300名（2019（平成31）年4月1日現在）

運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

(2) 設立の経緯



(3) 助成業務における事業運営の特長

1. 国から運営費交付金を受けていない

助成業務は、国からの運営費交付金等を受けずに貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い業務を遂行しています。

2. 私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。

循環型事業

私立学校教育・研究の振興、基盤整備

教育・研究条件 の維持向上	在学生の修学上の 経済的な負担軽減	学校法人の 経営の健全化
------------------	----------------------	-----------------



国から事業運営に係る運営費交付金等を受けていません

私学事業団（助成業務）
— 私学振興施策を図るための支援事業 —

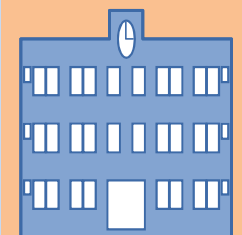
- <各種支援事業>
- ①補助事業
 - ②貸付事業
 - ③経営支援・**情報提供事業**
 - ④寄付金事業
 - ⑤助成事業

貸付事業で得られた
収益により各種支援事業を実施

私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業に係る貸付金利息

私立学校



(4) 私学事業団の主な直営施設

会館	8
宿泊・保養所	8
病院	1
グラウンド	1



京都ガーデンパレス



広島ガーデンパレス



福岡ガーデンパレス



大阪ガーデンパレス



名古屋ガーデンパレス



東京ガーデンパレス



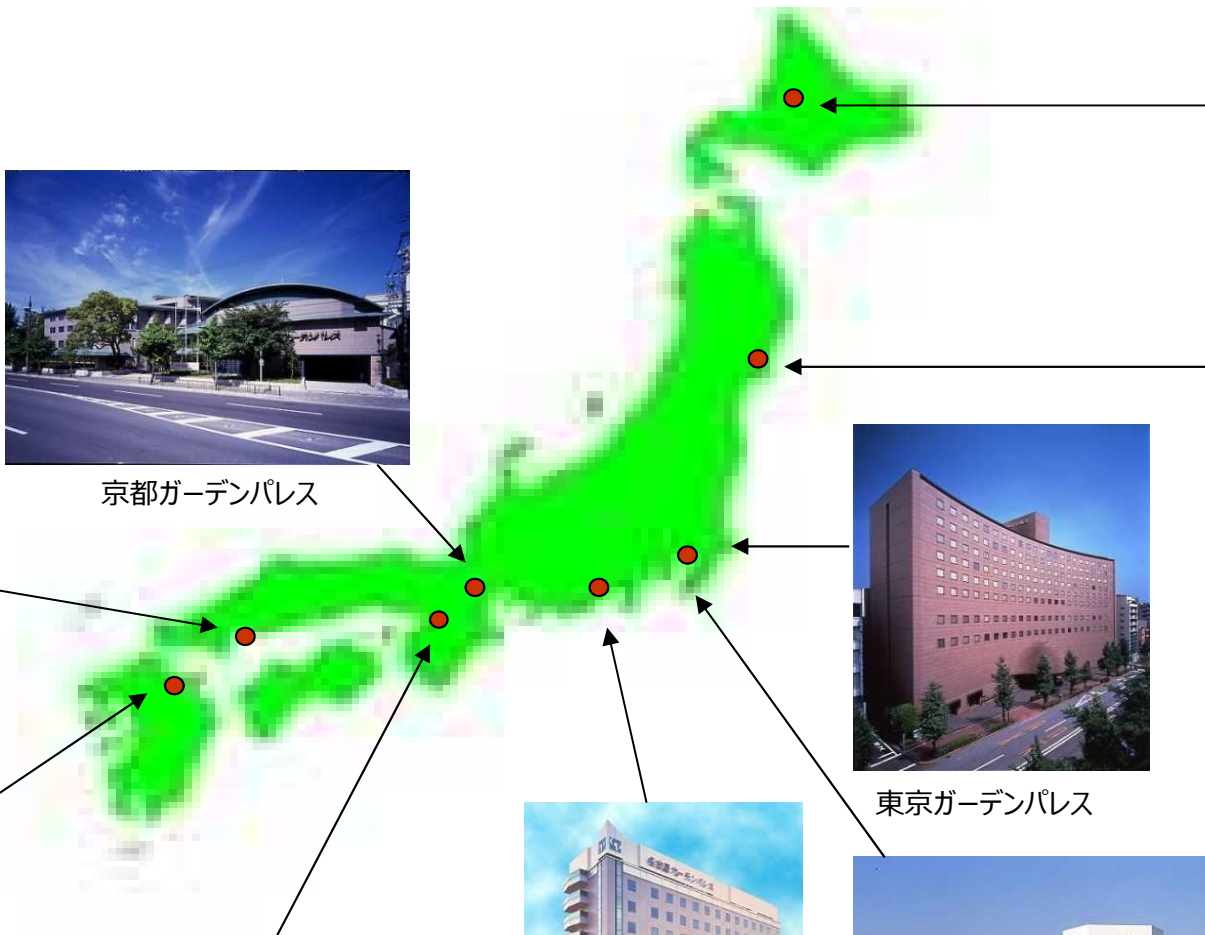
東京臨海病院



仙台ガーデンパレス

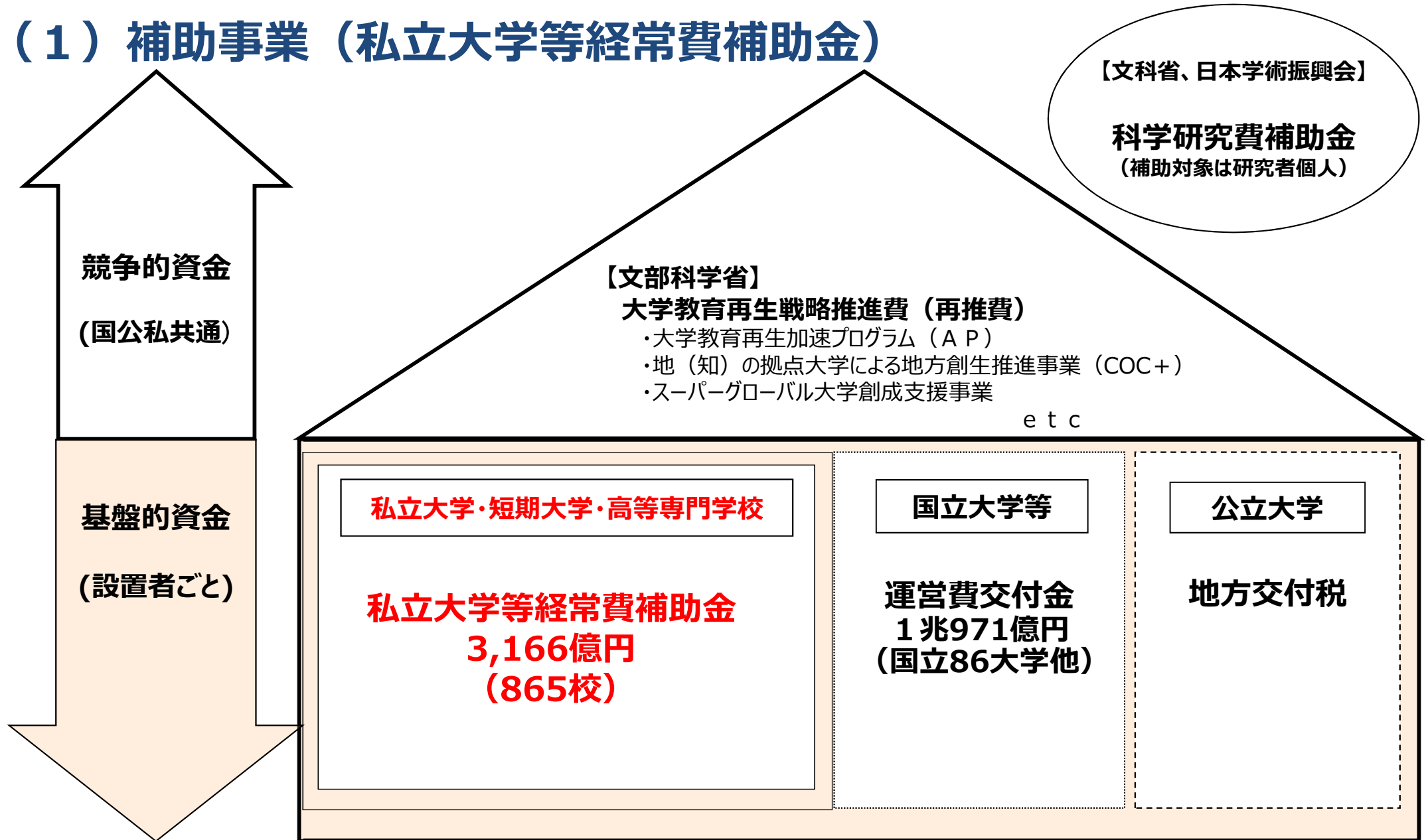


札幌ガーデンパレス



2. 助成業務の概要

(1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）

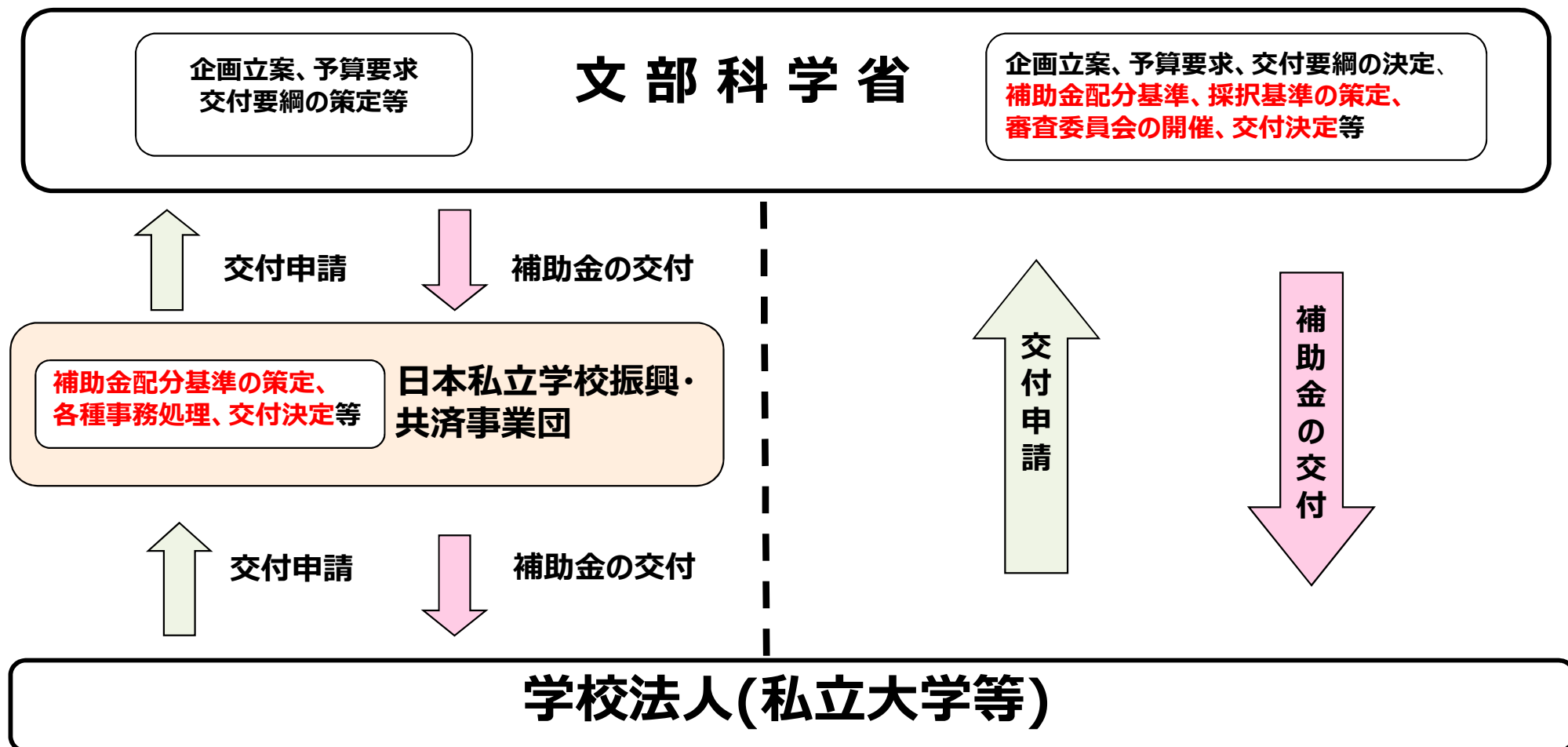


(注) 金額・学校数は平成30年度

■ 私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

○私立学校**施設**整備費補助
○私立大学等研究**設備**整備費等補助金



※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

■ 私立大学等経常費補助金の関連法令等

教育基本法 : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(平成18年改正)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校法 : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法
同施行令 (政令)

補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律
同施行令 (政令)

私立大学等経常費補助金交付要綱 (文部科学大臣裁定)
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

私立大学等経常費補助金**取扱要領** (日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)

私立大学等経常費補助金**配分基準** (〃)

調査票の記入要領等

■ 私立大学等経常費補助金の目的

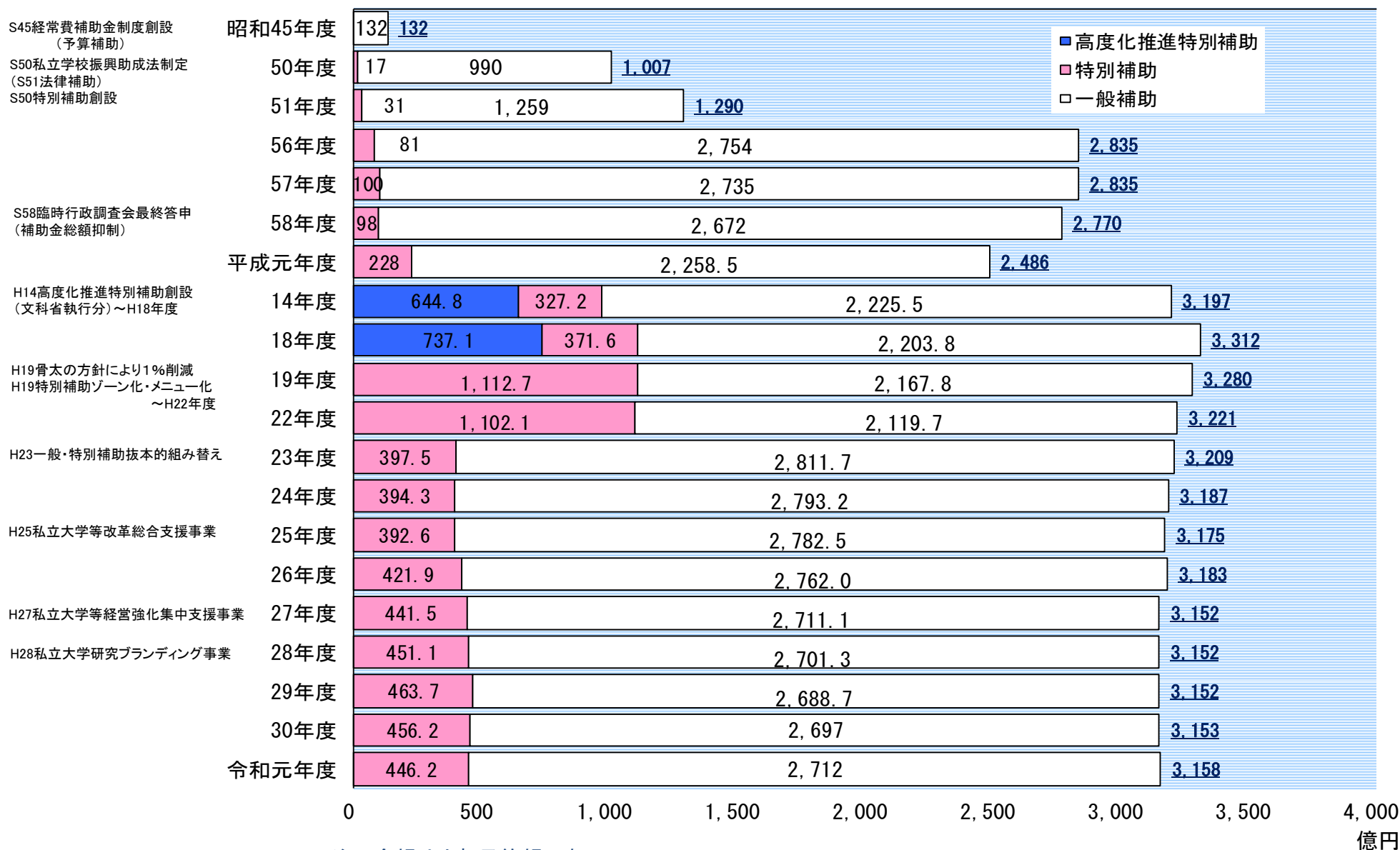
《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立大学等の教育条件の維持向上
- 学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立大学等の経営の健全性を高める

《私立学校振興助成法 第4条》

- 私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で
私立大学等を設置する学校法人に対して交付
- 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

■ 一般補助と特別補助 予算額の推移



注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24～令和元年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

■ 一般補助計算の仕組み

経常的経費		
補助金基準額		
○: 学部等ごとの計算	員数 × 単価	補助率
●: 学校ごとの計算		
○ 専任教員等給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10
● 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10
● 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費	4/10
● 教職員福利厚生費 (非常勤教員分を含む)	専任教員等数・専任職員数 × 1人当たり標準経費 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 × 率	4/10
○ 教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	下記に記載	5/10
● 厚生補助費	学生数(定員内現員) × 1人当たり標準経費	5/10
○ 研究旅費	専任教員等数 × 1人当たり標準経費	5/10

員数	単価	加算措置
専任教員等数	× 1人当たり標準経費 + PD・RA・TA等	
学生数(定員内現員)	× 1人当たり標準経費 + 障害のある学生及びICT	

◆ 補助金基準額から増減額する金額

$$\text{補助金基準額} \times \text{増減率(\%)} = \text{第一次調整}$$

- 第二次調整
- ・高給与調整 (額による減額)
 - ・高額の寄付金調整
 - ・管理運営不適正等による減額

私立大学等改革総合支援事業での増額

圧縮率

28年	0.67893306
29年	0.66867902
30年	0.67697592
退職金財団掛金の圧縮率	
28年	0.79180069
29年	0.80227702
30年	0.82098229

第三次調整

- ・その他調整が生じた場合

$$\text{補助金額} = \text{認定評価経費 (教育研究経常費)} \times \text{所要経費} \times 1/2$$

基準額の増減

1. 教育条件に関する事

- ① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合 [+9% ~ ▲50%]
- ② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数 [+6% ~ ▲16%]

2. 財政状況に関する事

- ③ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合 [+15% ~ ▲45%]
- ④ 教職員給与指数 [0% ~ ▲15%] (教員・職員それぞれ 0% ~ ▲7.5%)
- ⑤ 収入超過状況 [0% ~ ▲100%]
- ⑥ 高額給与支給 [0% ~ ▲35%]

3. 情報の公表の実施状況に関する事

- ⑦ 教育研究上の基礎的な情報 [0% ~ ▲15%]
- ⑧ 修学上の情報等 [0% ~ ▲15%]
- ⑨ 財務情報 [0% ~ ▲50%]
- ⑩ 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工 [+1% ~ 0%]

4. 教育の質に係る客観的指標に関する事

- ⑪ 全学的チェック体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制 [+2% ~ ▲2%]

■ 令和元年度 特別補助項目一覧

補助項目	
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育 (私立大学等改革総合支援事業を含む)	予算： 6,381百万円
II. 社会人の組織的な受入れ	予算： 2,491百万円
III. 大学等の国際交流の基盤整備	予算： 3,992百万円
IV. 大学院等の機能の高度化	予算： 13,059百万円
V. 経営強化等支援	予算： 1,000百万円
VI. 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	予算： 17,700百万円
1. 授業料減免事業等支援経費	
2. 卓越した学生に対する授業料減免等事業	
3. 特色ある経済的支援方策	
特別補助【一般会計】	： 44,623 百万円
VII. 東日本大震災からの復興支援【復興特別会計】	予算： 715百万円
特別補助 予算合計	： 45,338 百万円

■ 私立大学等改革総合支援事業

私立大学等改革総合支援事業

2019年度予算額(案)

147億円

(前年度予算額)

131億円



事業概要

特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

人材育成の3つの観点
(骨太の方針2018)

高度な教養と専門性を備えた
先導的な人材

具体の職業やスキルを意識した
高い実務能力を備えた人材

世界を牽引する人材

社会の変化を見据え、各大学等が自らの強みや特色を踏まえて、人材育成の観点から中軸となる機能・役割を明確化

基本スキーム (イメージ)

※特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1校当たり1,000万円程度、タイプ2は2,000万円程度を想定（各選定校数等により変動）
※全タイプを通じ、成果の発信とリカレント教育へ配慮

タイプ 1 「特色ある教育の展開」 175校程度

- 学修成果の可視化に基づく教育方法の改善や文理横断的な教育プログラムの開発、教育の質向上に向けた特色ある教授・学習方法の展開を通じた教育機能の強化を促進
- 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 2 「特色ある高度な研究の展開」 40校程度

- 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進

タイプ 3 「地域社会への貢献」 165校程度 (20~40グループ含む)

- 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援 (20~40グループ)

タイプ 4 「社会実装の推進」 80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

※2019年度予算額(案)には、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業・私立大学研究ブランディング事業の継続支援分を含む

■ 入学定員超過に係る2つの基準厳格化（私学助成と設置認可）

私学助成（私立大学等経常費補助金）

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、 8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
現行	全額不交付	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上

※学校単位で超過していれば学校単位で不交付となり、学部単位で超過していれば学部単位で不交付となる。

設置認可関係

区分		大学				短期大学	高等専門学校
開設年度	大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上300 人未満100人	100人未満			
H29年度	平均入学定員 超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
H30年度	平均入学定員 超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度 以降	平均入学定員 超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

(2) 経営支援・情報提供事業

学校法人の要望例

- **会計処理のご質問**
会計処理の仕方を教えてほしい
- **基礎調査等のご質問**
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- **規程集等の閲覧**
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考になりたい
- **財務分析**
学校の財務分析資料がほしい
- **教育情報の活用・公表**
大学等の様々な特色や取組を検索したい
- **経営者や職員の研修・育成**
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- **研修会実施の支援**
学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- **改革事例等の紹介**
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- **経営上の問題への解決策の提案**
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい
- **経営改善計画の作成支援**
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm



私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについての質問への回答)

電話・メールでご回答します

- 会計処理等についてのご質問 ☎03 (3230) 7846～7848
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問 ☎03 (3230) 7840～7843



(私学情報資料室) ☎03 (3230) 7846～7848

学校法人関係者を対象に、各学校法人の規程集等が閲覧できます
(私学振興本部 (九段事務所1F))

(データ提供) ☎03 (3230) 7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム
(私学情報提供システム)を提供しています

- ◇ 学生数 ◇ 財務データ ◇ 財務比率表 ◇ 今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03 (3230) 7846～7848

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データについては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただいた上で、作成・提供いたします
(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート (私学版)) ☎03 (3230) 7852

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や、実践している教育研究の取り組みを、Webサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03 (3230) 7838

理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03 (3230) 7838

- センターの職員を講師として派遣いたします (講師派遣については交通費と講演料が必要です)
講演料の目安 (1日) 2時間以内: 3万円

(経営相談) ☎03 (3230) 7828

- 学園を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員・教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします
- 必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家 (公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等) と共同で実施します
- 経営困難な状態にある法人から優先的に実施します
- 1回だけの実施ではなく、改革の進捗状況を継続的にモニタリングし、適時適切な助言等を行います

■平成30年度 私立大学の入学者等の状況

- 平成11年度から定員割れの大学が増加し始めた。
- 近年は、入学定員充足率100%未満の大学の割合は40%のあたりを推移している。

【18歳人口】

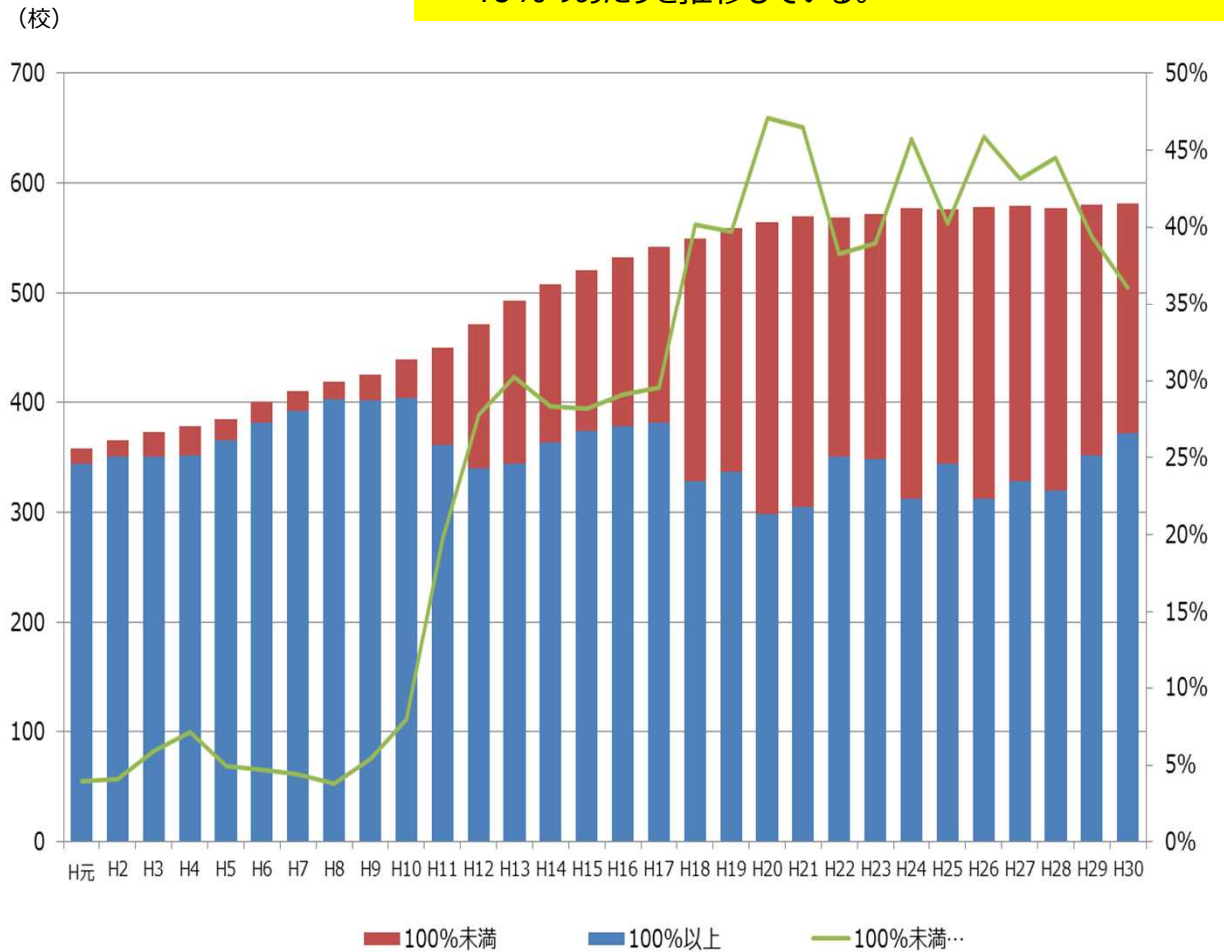
30年度	29年度	増減
18歳人口 1,179,808人	1,198,290人	△ 18,482人 (△ 1.5%)

※文部科学省学校基本調査より。18歳人口は3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者である。

【大学】

① 集計学校数	582校	581校	1校
② 入学定員	484,986人	477,662人	7,324人 (1.5%)
③ 志願者	4,158,495人	3,882,572人	275,923人 (7.1%)
④ 受験者	3,999,532人	3,732,227人	267,305人 (7.2%)
⑤ 合格者	1,211,499人	1,238,559人	△ 27,060人 (△ 2.2%)
⑥ 入学者	497,773人	499,677人	△ 1,904人 (△ 0.4%)
⑦ 志願倍率	8.57倍	8.13倍	0.44ポイント
⑧ 合格率	30.29%	33.19%	△ 2.90ポイント
⑨ 歩留率	41.09%	40.34%	0.75ポイント
⑩ 入学定員充足率	102.64%	104.61%	△ 1.97ポイント
⑪ 入学定員充足率100%未満の学校数 (36.1%)	210校	(39.4%) 229校	△ 19校

志願倍率=志願者÷入学定員、合格率=合格者÷受験者、歩留率=入学者÷合格者、入学定員充足率=入学者÷入学定員



	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大学数	358	385	439	521	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581	582
100%以上	344	366	404	374	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352	372
100%未満	14	19	35	147	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229	210
(割合)	3.9%	4.9%	8.0%	28.2%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%	36.1%

■平成30年度 私立短期大学の入学者等の状況

【18歳人口】

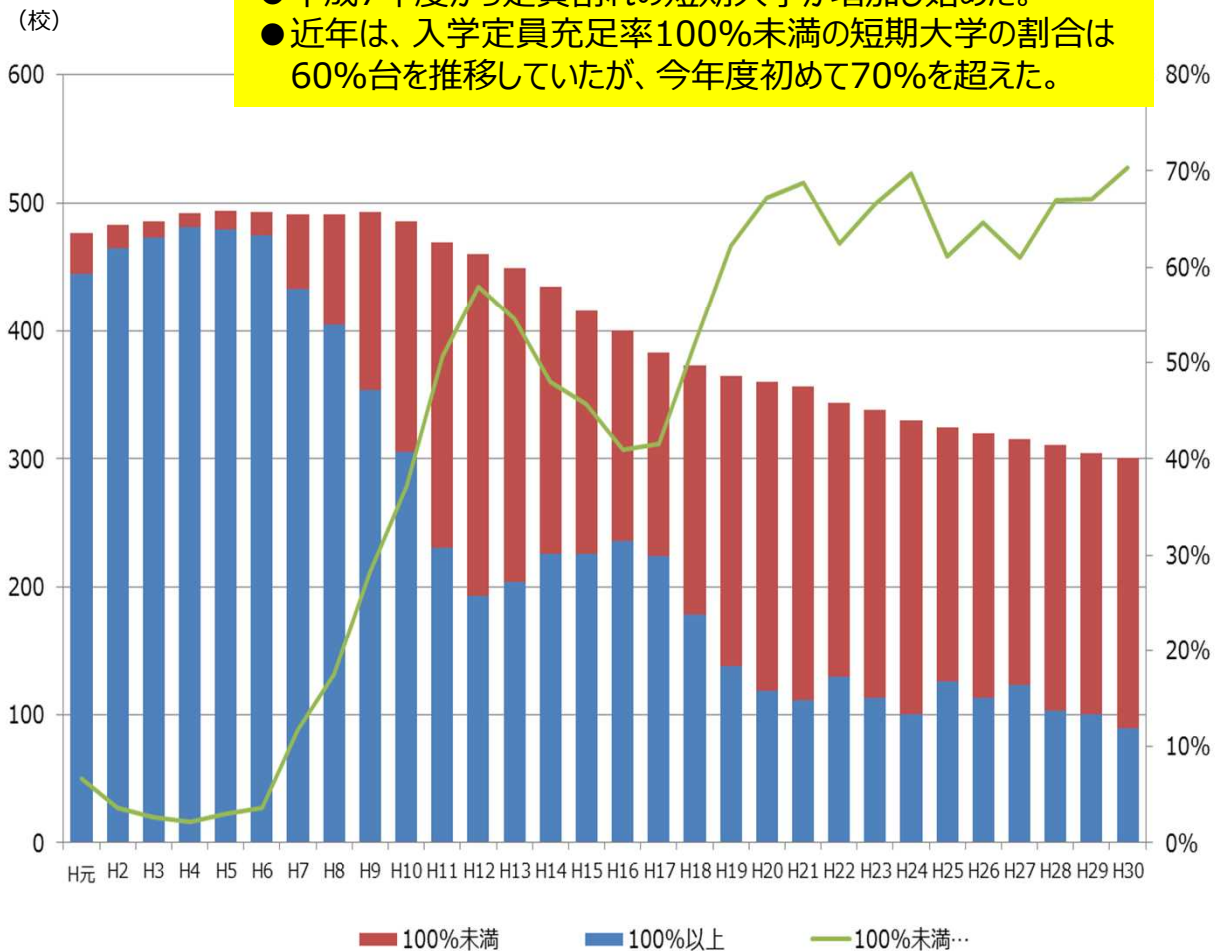
30年度	29年度	増減
18歳人口 1,179,808人	1,198,290人	△ 18,482人 (△ 1.5%)

※文部科学省学校基本調査より。18歳人口は3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者である。

【短期大学】

30年度	29年度	増減
① 集計学校数 301校	304校	△ 3校
② 入学定員 58,161人	59,116人	△ 955人 (△ 1.6%)
③ 志願者 75,629人	78,338人	△ 2,709人 (△ 3.5%)
④ 受験者 73,494人	76,130人	△ 2,636人 (△ 3.5%)
⑤ 合格者 61,904人	64,244人	△ 2,340人 (△ 3.6%)
⑥ 入学者 51,214人	53,389人	△ 2,175人 (△ 4.1%)
⑦ 志願倍率 1.30倍	1.33倍	△ 0.03ポイント
⑧ 合格率 84.23%	84.39%	△ 0.16ポイント
⑨ 歩留率 82.73%	83.10%	△ 0.37ポイント
⑩ 入学定員充足率 88.06%	90.31%	△ 2.25ポイント
⑪ 入学定員充足率100%未満の学校数 (70.4%) 212校	(67.1%) 204校	8校

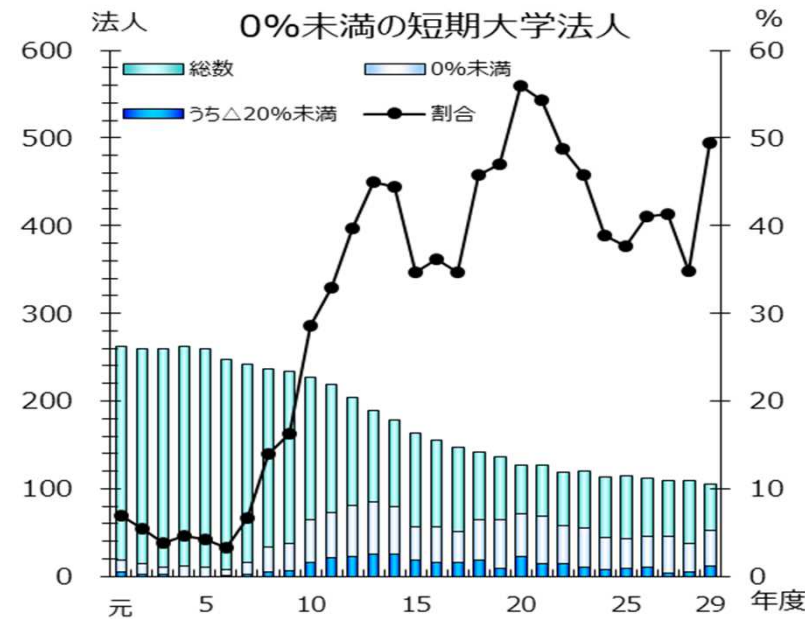
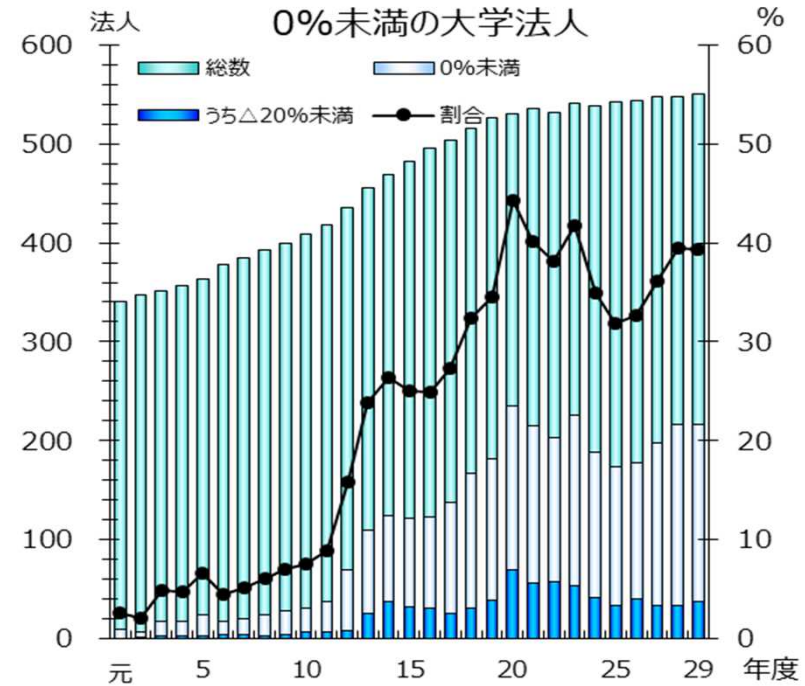
志願倍率=志願者÷入学定員, 合格率=合格者÷受験者, 歩留率=入学者÷合格者, 入学定員充足率=入学者÷入学定員



	H元	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大学数	477	494	486	416	360	356	344	338	330	324	320	315	311	304	301
100%以上	445	479	305	226	118	111	129	113	100	126	113	123	103	100	89
100%未満	32	15	181	190	242	245	215	225	230	198	207	192	208	204	212
(割合)	6.7%	3.0%	37.2%	45.7%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%	67.1%	70.4%

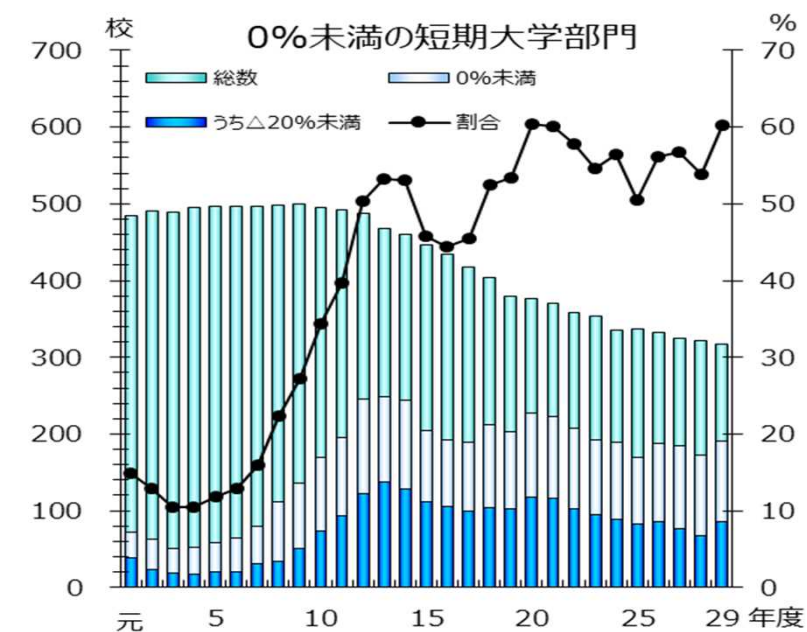
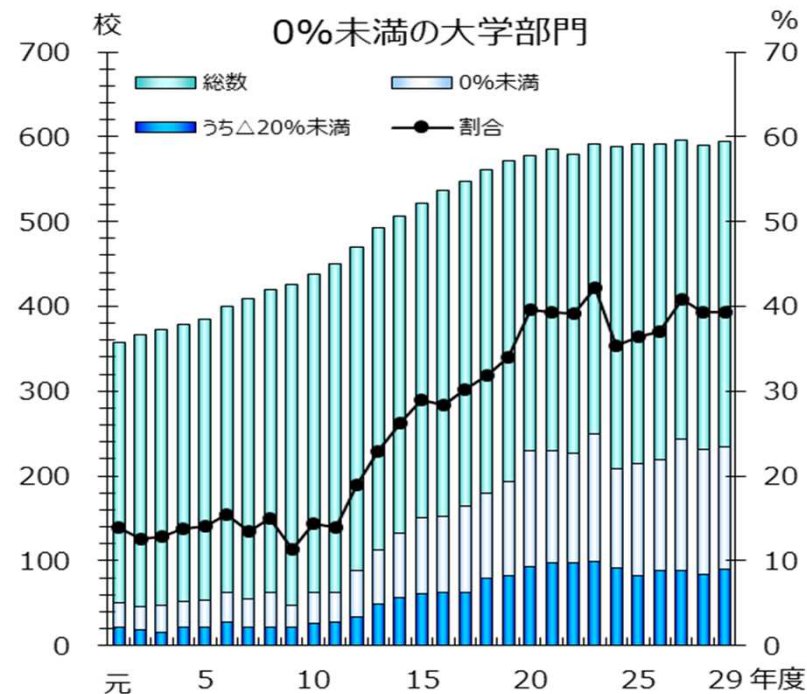
■ 事業活動収支差額比率の推移 (法人単位)

年度	大学法人							短期大学法人						
	計	0%未満				経常収支差額 比率0%未満		計	0%未満				経常収支差額 比率0%未満	
		うち△20%未満				法人数	割合		うち△20%未満				法人数	割合
		法人数	割合	法人数	割合				法人数	割合	法人数	割合		
元	法人	法人	%	法人	%	法人	%	法人	法人	%	法人	%	法人	%
2	340	9	2.6	0	0.0			262	18	6.9	5	1.9		
3	347	7	2.0	1	0.3			259	14	5.4	2	0.8		
4	352	17	4.8	2	0.6			259	10	3.9	2	0.8		
5	357	17	4.8	2	0.6			262	12	4.6	0	0.0		
6	363	24	6.6	2	0.6			259	11	4.2	0	0.0		
7	378	17	4.5	4	1.1			247	8	3.2	1	0.4		
8	385	20	5.2	4	1.0			242	16	6.6	2	0.8		
9	393	24	6.1	3	0.8			236	33	14.0	5	2.1		
10	399	28	7.0	4	1.0			234	38	16.2	6	2.6		
11	409	31	7.6	6	1.5			227	65	28.6	16	7.0		
12	418	37	8.9	7	1.7			219	72	32.9	21	9.6		
13	435	69	15.9	8	1.8			204	81	39.7	22	10.8		
14	456	109	23.9	25	5.5			189	85	45.0	25	13.2		
15	469	124	26.4	37	7.9			178	79	44.4	25	14.0		
16	482	121	25.1	32	6.6			164	57	34.8	18	11.0		
17	495	123	24.8	30	6.1			155	56	36.1	16	10.3		
18	504	138	27.4	25	5.0			147	51	34.7	16	10.9		
19	516	167	32.4	30	5.8			142	65	45.8	18	12.7		
20	527	182	34.5	39	7.4			136	64	47.1	9	6.6		
21	531	235	44.3	69	13.0			127	71	55.9	23	18.1		
22	536	215	40.1	56	10.4			127	69	54.3	15	11.8		
23	532	203	38.2	57	10.7			119	58	48.7	14	11.8		
24	541	226	41.8	54	10.0			120	55	45.8	11	9.2		
25	539	188	34.9	42	7.8			113	44	38.9	8	7.1		
26	543	173	31.9	33	6.1			114	43	37.7	9	7.9		
27	544	178	32.7	40	7.4			112	46	41.1	11	9.8		
28	548	198	36.1	34	6.2	226	41.2	109	45	41.3	4	3.7	52	47.7
29	548	216	39.4	34	6.2	232	42.3	109	38	34.9	5	4.6	46	42.2
29	551	217	39.4	37	6.7	229	41.6	105	52	49.5	12	11.4	58	55.2



■ 事業活動収支差額比率の推移 (学校単位)

年度	大学部門								短期大学部門							
	計	0%未満				經常収支差額 比率0%未満		計	0%未満				經常収支差額 比率0%未満			
		うち△20%未満							うち△20%未満							
		部門数	割合	部門数	割合				部門数	割合	部門数	割合				
校	校	%	校	%	法人	%	校	校	%	校	%	法人	%			
元	358	50	14.0	21	5.9			484	72	14.9	38	7.9				
2	366	46	12.6	18	4.9			490	63	12.9	24	4.9				
3	372	48	12.9	15	4.0			489	51	10.4	19	3.9				
4	378	52	13.8	21	5.6			495	52	10.5	18	3.6				
5	384	54	14.1	21	5.5			497	59	11.9	20	4.0				
6	400	62	15.5	27	6.8			497	64	12.9	21	4.2				
7	409	55	13.4	22	5.4			497	79	15.9	31	6.2				
8	419	63	15.0	22	5.3			498	111	22.3	34	6.8				
9	425	48	11.3	22	5.2			499	136	27.3	51	10.2				
10	438	63	14.4	26	5.9			495	170	34.3	74	14.9				
11	450	63	14.0	27	6.0			492	195	39.6	94	19.1				
12	470	89	18.9	33	7.0			487	245	50.3	122	25.1				
13	492	113	23.0	49	10.0			468	249	53.2	137	29.3				
14	507	133	26.2	56	11.0			460	244	53.0	128	27.8				
15	521	151	29.0	61	11.7			447	205	45.9	112	25.1				
16	537	152	28.3	63	11.7			435	193	44.4	106	24.4				
17	547	165	30.2	62	11.3			418	190	45.5	100	23.9				
18	561	179	31.9	80	14.3			404	212	52.5	104	25.7				
19	572	194	33.9	83	14.5			380	203	53.4	103	27.1				
20	577	229	39.7	93	16.1			376	227	60.4	118	31.4				
21	586	230	39.2	97	16.6			371	223	60.1	116	31.3				
22	579	227	39.2	98	16.9			358	207	57.8	102	28.5				
23	592	250	42.2	99	16.7			353	193	54.7	95	26.9				
24	588	208	35.4	91	15.5			335	189	56.4	89	26.6				
25	591	215	36.4	83	14.0			337	170	50.4	83	24.6				
26	592	219	37.0	88	14.9			333	187	56.2	86	25.8				
27	596	243	40.8	89	14.9	245	41.1	324	184	56.8	76	23.5	192	59.3		
28	590	232	39.3	84	14.2	233	39.5	321	173	53.9	68	21.2	175	54.5		
29	595	234	39.3	90	15.1	234	39.3	317	191	60.3	86	27.1	192	60.6		



■ 経営判断指標の目的

経営判断指標とは、
「経営破綻を**予防**するための指標」である

- 平成19年8月 私学事業団 学校法人活性化・再生研究会にて公表
- 平成24年3月 経営判断指標を見直し（精緻化）
 - ・ 経営状態を示す指標を7区分→14区分
 - ・ 学校単位の指標を創設
- 平成28年3月 経営判断指標の見直し
 - ・ 教育活動資金収支差額と経常収支差額を導入

特 徴

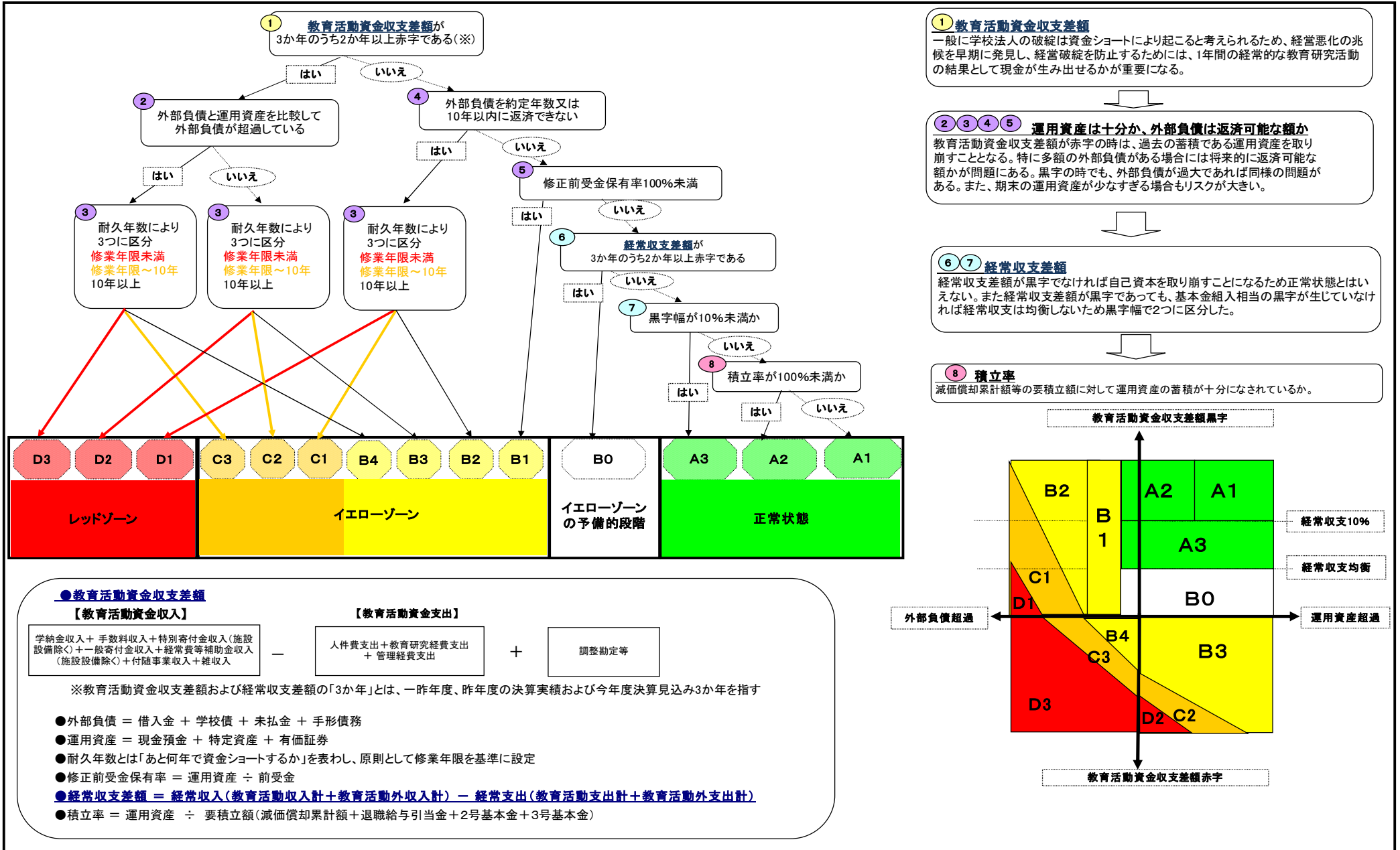
1. 教育活動資金収支（研究活動含む）の状況により判定
2. 外部負債、運用資産の状況を加味して経営継続（可能）年数を算出
3. 定量的な絶対評価
4. 指標は毎年度変化

経営計画を作成して経営の安定化を図る

■ 経営判断指標

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

※平成27年度から



(3) 融資事業

融資ご利用法人満足度
5年連続95%超!

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して融資を行っています。

➤ 融資の対象



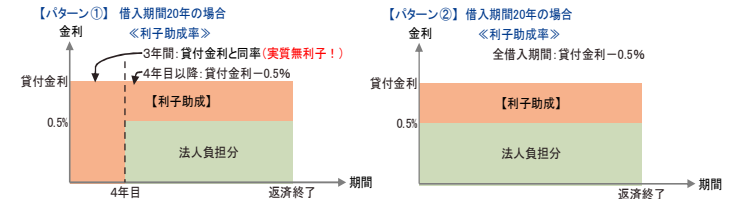
➤ 融資の特徴

✓ 長期、低利・固定

- ▶ 国の財政融資資金や、私学共済の年金積立金を原資としている事業団ならではの、最長30年※の長期にわたる低利・固定金利
- ▶ 国の各種補助金制度と連携した優遇融資や、大規模災害時には最長25年の長期、5年間無利子の復旧支援融資を実施

✓ 建物の耐震化事業等融資は利子助成が適用

- ▶ 校舎・園舎の耐震化事業融資は要件を満たした場合、20年間にわたり右の2つのいずれかの国の利子助成制度が適用

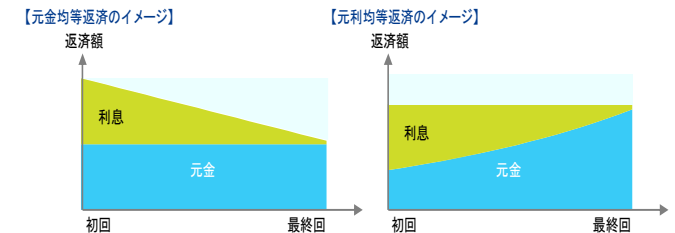


- ▶ 大学附属病院の建替え事業融資は、10年間にわたり国の利子助成制度が適用

※借入期間が21年以上の場合は、貸付金利は「30年もの」の金利が適用されますが、利子助成率は「20年もの」の金利を基準として算定されます。

✓ 元金均等返済

- ▶ 元金を返済期間に均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済
- ▶ 元利均等返済と比べ元金残高が早く減少するため、同じ金利であっても返済総額は少額



✓ 登録免許税が非課税

- ▶ 事業団融資をご利用の場合、抵当権設定登記時に必要な登録免許税（融資額の4/1000）が非課税
- ▶ 現在の金利情勢からすると、実質1年間無利子に匹敵するコスト削減効果

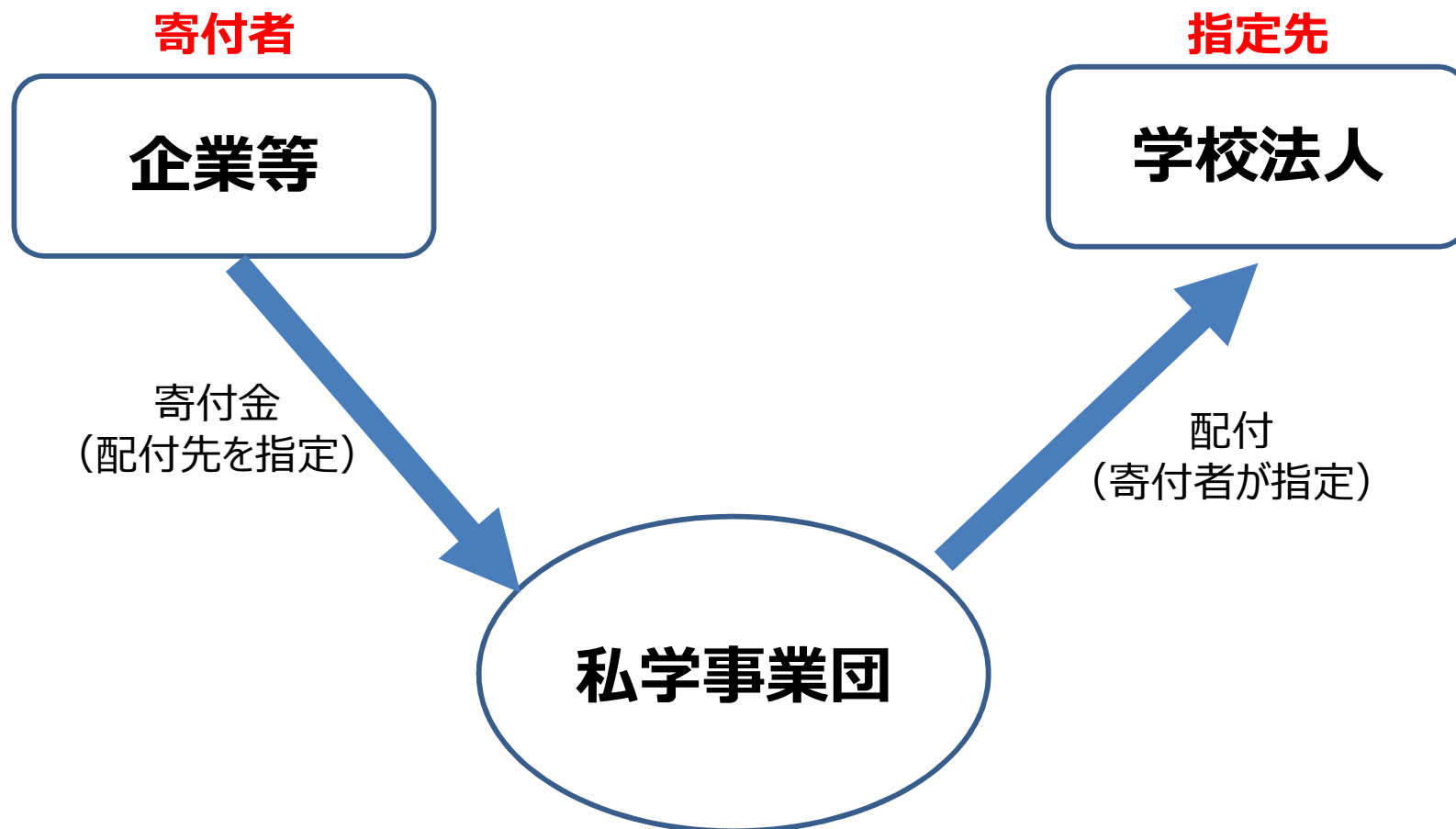
■ 主な事業の融資金利一覧（令和元年8月現在）

毎月改定

融資費目	改定前利率		改定後利率		改定幅		備 考
	年 %		年 %		ポイント		
	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	
一 般 施 設 費	0.60	0.38	0.60	0.37	0.00	△0.01	一般分
	0.40	0.18	0.40	0.17	0.00	△0.01	研究高度化関連施設(大学院・大学)
	0.40	0.18	0.40	0.17	0.00	△0.01	教育研究環境高度化推進事業
	0.30	0.08	0.30	0.07	0.00	△0.01	沖縄分(専修・各種学校は除く)
	0.60	0.38	0.60	0.37	0.00	△0.01	防災(地震)対策費
	(10年もの)	0.302		0.302		0.000	
(6年もの)	0.402		0.402		0.000		
教 育 環 境 整 備 費	0.302		0.302		0.000		一般
	0.001		0.001		0.000		災害復旧経営資金
	0.302		0.302		0.000		大型設備・情報技術整備等
災 害 復 旧 費	0.08		0.07		△0.01		特別災害
	0.08		0.07		△0.01		一般災害
公 害 対 策 費	0.08		0.07		△0.01		
特 別 施 設 費	0.70	0.48	0.70	0.47	0.00	△0.01	一般
	0.30	0.08	0.30	0.07	0.00	△0.01	障害者利用施設
	(10年もの)	0.402		0.402		0.000	

(4) 寄付金事業 (受配者指定寄付金制度)

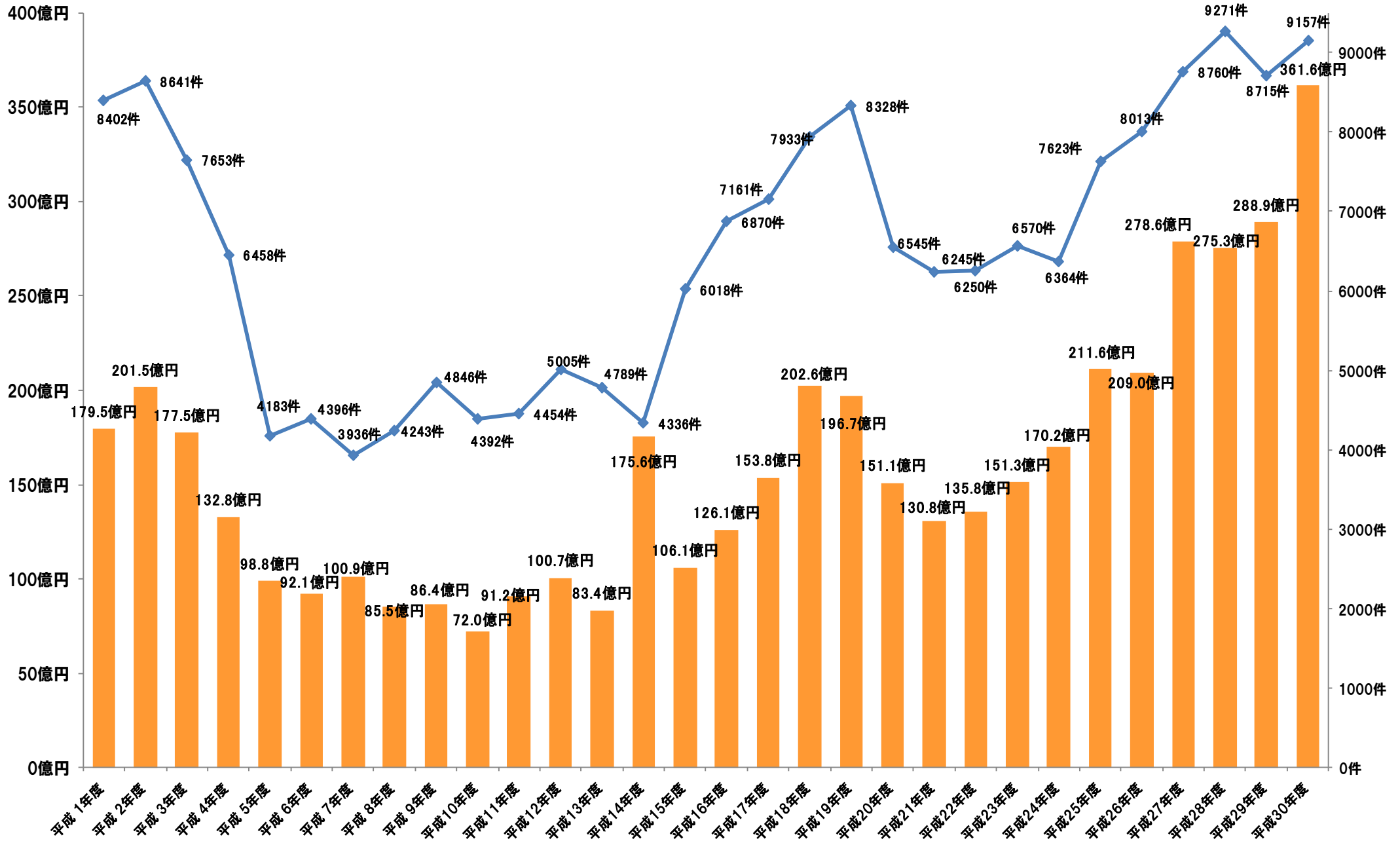
私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています



寄付者のメリット

法人税法上の優遇措置(全額損金算入)が受けられる

■ 受配者指定寄付金の受入状況



3. 監事監査のご参考

～私立大学等経常費補助金の視点から～

(1) 不交付・減額事由

(2) 会計検査院の検査対象

(3) 教学監査のきっかけに

(1) 不交付又は減額の事由 (私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

法令違反等

- ア 私立大学等経常費補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの
- イ 学校法人の財産を不正に使用したもの
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの
- エ 私立学校法第47条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの
- オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の収受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 管理運営不適正等となった事例

- 理事長又は理事の独断による不適切な支出

- 簿外経理

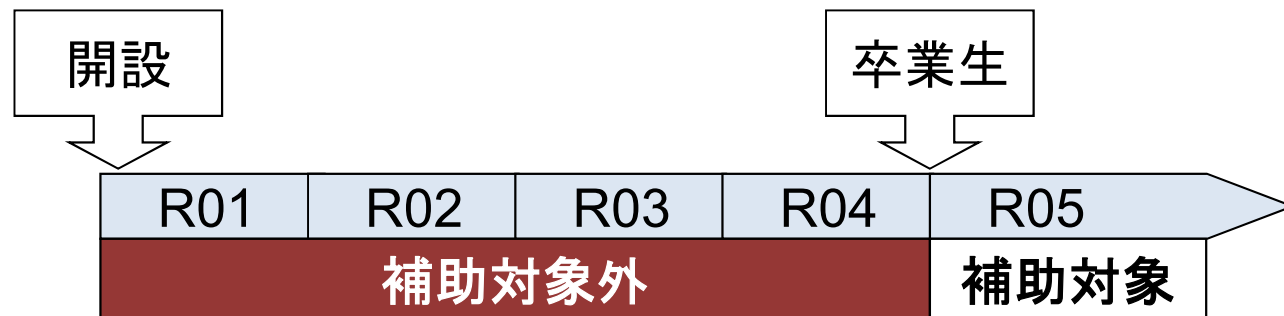
- 杜撰な留学生の在籍管理

など

■ 補助金を交付できないケース①

☆ 新しく開設した場合

例：令和元年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た
翌年度から
補助対象!!



☆ 学生募集を停止した場合

例：令和元年度学生募集停止の場合
⇒ 令和元年度から補助対象外

募集停止をした
その年度から
補助対象外

☆ **特例措置**により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領（平成31年3月）」に記載

■ 補助金を交付できないケース②

☆ 不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（令和元年度）

収容定員超過率

1. 5倍以上

（収容定員8,000人以上の学校 1. 4倍以上）

対象外となる例

在籍学生数	600名
収容定員	400名
超過率	1.5倍

入学定員超過率

- ◎ 収容定員4,000人未満 1.30倍以上
- ◎ 収容定員4,000人以上8,000人未満 1.20倍以上
- ◎ 収容定員8,000人以上 1.10倍以上

特例措置あり

対象外となる例

入学者数	130名
入学定員	100名
超過率	1.3倍

学校全体と学部等単位、それぞれで判定

■ 補助金を交付できないケース③

不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（令和元年度）

収容定員充足率

50%以下

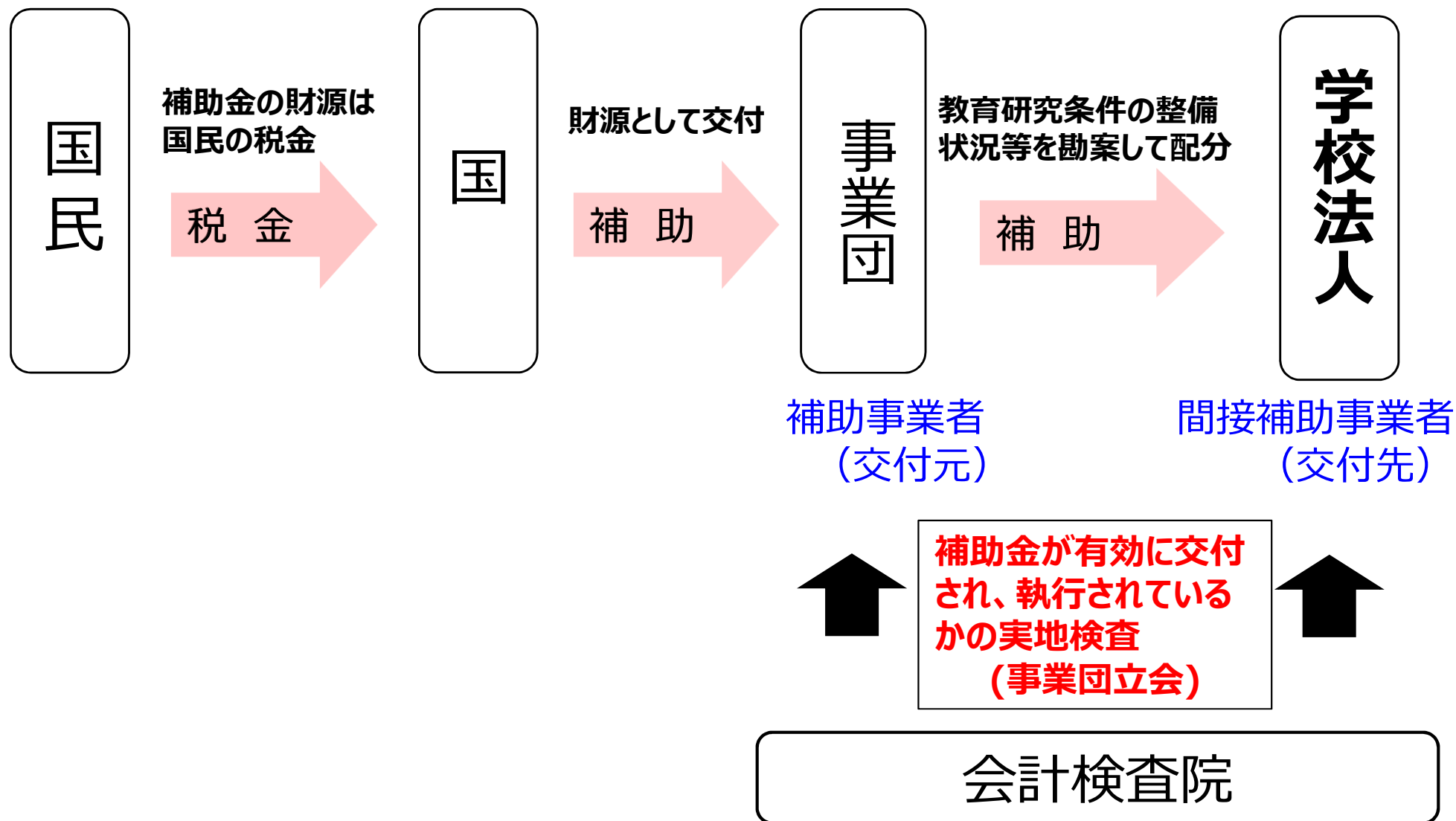
特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

学部等単位で判定

(2) 会計検査院の検査対象



■ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → **事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → **学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

■ 検査法人数等の推移

区 分		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
検査法人数	大 学 法 人	30	25	26	24	23
	短 大 法 人					1
	高 専 法 人					
	計	30	25	26	24	24
不当法人数	大 学 法 人	5	4	8	9	協議中
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	5	4	8	9	

(3) 教学監査のきっかけに

◆中期計画の内容等のヒアリング

◆私立大学等改革総合支援事業の申請内容のヒアリング

◆教学面における数値化できるものの把握・確認